

改正

平成28年4月1日訓令第34号

平成29年3月29日訓令第6号

平成30年3月29日訓令第9号

令和元年6月18日訓令第3号

小国町エコハウス設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における地球温暖化防止策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境に対して負荷の少ない循環型社会の形成及び環境保全意識の高揚を図るため、ペレットストーブ、薪ストーブ又は高断熱窓（以下「木質ストーブ等」という。）を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質ペレット 間伐材、製材端材その他の木材を粉碎した木くずを乾燥し、圧縮成型した円柱型の固形燃料をいう。
- (2) ペレットストーブ 木質ペレットを燃料として使用する暖房器具又は装置をいう。
- (3) 薪ストーブ 薪を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。
- (4) 高断熱窓 複層ガラス及び樹脂サッシを用いた断熱性の高い窓（「窓」とは、サッシ及び枠をいう。）又は外窓に内窓を追加した窓をいう。

(補助対象設備)

第2条の2 この要綱において、補助対象となる設備は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ペレットストーブ 前条第2号のもの
- (2) 薪ストーブ 前条第3号のもの
- (3) 高断熱窓 前条第4号の窓であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
 - (イ) 既存の外窓の内側に新たに内窓を設置する場合 工事費を除くサッシの障子及び枠
 - (ロ) 外窓を交換する場合 工事費を除くサッシの障子及び枠で、複層ガラス及び樹脂サッシを用いたもの

(交付の対象者及び回数)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 小国町に住所を有する者
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）で、町内に自らが居住又は居住を予定する既存住宅に木質ストーブ等（中古品設置を除く。）を設置するもの
- (3) 交付申請者が町税等を全て現金で納付し、滞納していないこと。
- (4) 当該年度の4月1日以降に設置工事に着工し、翌年3月31日までに木質ストーブ等の設置を完了できる者
- (5) 木質ストーブ等を設置する建築物の所有者が申請者でない場合には、申請者は当該建築物の所有者から木質ストーブ等の設置について同意を得ていること。

2 補助金の交付申請は、1住宅につき、年度に関係なく1回限りとする。ただし、設置する設備の種類ごとに、それぞれ1回ずつ申請できる。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、木質ストーブ等の購入費用等（設置費を含む。）の2分の1とし、上限を5万円とする。なお、当該補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付の予約）

第5条 木質ストーブ等設置予定者で補助金の交付を受けようとする者は、木質ストーブ等に係る設置工事に着手する前に小国町エコハウス設備設置費補助金交付予約申請書（様式第1号。以下「予約申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による予約申請書が提出された場合は、提出書類の審査を行い、補助金の交付予定の有無を決定し、予約申請書を提出した者に通知しなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 前条第2項に規定する交付予定の決定を受けた交付申請者は、小国町エコハウス設備設置費補助金交付申請書（様式第2号）、小国町町税等滞納状況調査承諾書（様式第3号）、小国町エコハウス設備設置費補助金に伴う補助金振込口座届出書（様式第4号）及び委任状（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 木質ストーブ等の設置費に係る工事請負契約書等の写し
- (2) 木質ストーブ等を設置しようとする住宅の位置図及び着工前の写真
- (3) 木質ストーブ等の仕様が確認できる書類
- (4) 設置同意書（木質ストーブ等を設置する建築物の所有者が申請者でない場合のみ）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付及び不交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する補助金交付申請があったときは、提出書類の審査及び木質ストーブ等の設置状況の確認を行い、補助の要件に適合すると認めるときは、小国町エコハウス設備設置費補助金交付決定通知書(様式第6号)により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、提出書類の審査及び木質ストーブ等の設置状況の確認を行い、不適合と認めるときは、小国町エコハウス設備設置費補助金不交付決定通知書(様式第7号)により交付申請者に通知するものとする。

3 交付申請者は、交付決定の通知を受けた後に木質ストーブ等の設置工事に着手するものとする。
(事業の中止)

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない理由により木質ストーブ等の設置を中止しようとするときは、小国町エコハウス設備設置費補助金中止承認申請書(様式第8号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、交付決定者から前項の規定による申請があったときは、小国町エコハウス設備設置費補助金取消通知書(様式第9号)により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、小国町エコハウス設備設置費補助金実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 木質ストーブ等設置に係る領収書の写し及び対象経費の内訳が分かるもの
- (2) 木質ストーブ等設置完了後の写真
- (3) その他、町長が必要と認めるもの

(補助金の請求及び交付)

第11条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けたときは、速やかに町長に小国町エコハウス設備設置費補助金請求書(様式第11号)を提出し、町長は、この請求に基づき補助金を交付するものとする。

(協力)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、木質ストーブ等のデータの提供、小国町主催の低炭素化に資する講演会等への参加、その他の協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。